

## 平成30年第一回八丈町議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成30年3月26日（月曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 議案第14号 平成30年度八丈町一般会計予算
- 第 4 議案第15号 平成30年度八丈町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第16号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第17号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議案第18号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算
- 第 8 議案第19号 平成30年度八丈町水道事業会計予算
- 第 9 議案第20号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算
- 第10 議案第21号 平成30年度八丈町病院事業会計予算
- 第11 議案第22号 八丈町火葬場の指定管理者の指定について
- 第12 議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第24号 八丈町児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第25号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第26号 八丈町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第27号 八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第28号 八丈町給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第29号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第30号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第20 議案第31号 八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例

第21 議案第32号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

出席議員（12名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	7番	菊池睦男君
8番	岩崎由美君	9番	奥山幸子君
10番	奥山博文君	12番	小澤一美君
13番	水野佳子君	14番	土屋博君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	持丸孝松君
公営企業 管理者	關村三男君	教育長	佐藤誠君
消防長	瀬筒穰君	総務課長	山越整君
企画財政 課長	佐々木眞理君	主幹 (企画 財政課)	佐藤真一君
税務課長	川上明和君	主幹 (税務課)	福田高峰君
住民課長	奥山拓君	福祉健康 課長	高野秀男君
主幹 (福祉 健康課)	田村久美君	建設課長	菊池良君
主幹 (建設課)	瀬筒国治君	課長補佐 (建設課)	八洲進君
産業観光 課長	沖山昇君	主幹 (産業 観光課 兼 教育課)	笹本博仁君
企業課長	菊池正勝君	病務 院長	奥山勉君
教育課長	高橋太志君	会計課長	和田一宏君
代表 監査委員	浅沼拓仁君	企 面 財 政 課 係 任	沖山晃君
総務課 庶務係長	大川和彦君	主 任 住 民 課 長 年 金 係	土方七重君

住民課 淨化槽長	関村優子君	福祉課 健康福祉長	柳田拓也君
建設課 管財係長	松代純君	教育課 庶務係長	菊池泰君
教育課 生涯学習係長	菅原宏幸君	企業課 經理係長	岡野豊広君
企業課 水道係長	櫻庭郁也君	病院 事務管理係長	菊池裕介君
病院 業務係長	菊池直貴君		

---

事務局職員出席者

事務局長	浅沼房徳君	書記	菊池拓君
書記	佐藤吉裕君	書記 (録音)	佐治涉君

---

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、平成30年第1回八丈町議会定例会3日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

---

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、2番、3番議員を指名いたします。

---

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定でございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

---

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、2日目からの継続といたしまして、日程第3、議案第14号平成30年度八丈町一般会計予算の審議をいたします。

それでは、81ページ、土木費から、89ページ、消防費までの質疑をお受けいたします。81ページ、土木費から、89ページ、消防費までの質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 住宅費なんですけれども、公営住宅……

○議長（土屋 博君） ページ数は。

○10番（奥山博文君） これは85ページかな。この予算云々ではなくて、町の広報に最低金額から最高金額まで家賃が書いてあるんだけど、やはり所得がそれ以上になると、それをオーバーするというのを、入居者の方には説明されていますかね。これだけ収入があった場合、要は2万円から最高が5万円までの人が、これ以上の収入があったら、もう5万円超えますという、入居の場合、説明というのはされていますか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 入居時に関しましては、ちょっと定かではございませんが、毎年12月に、来年度の家賃はこうなりますよということでお知らせはしております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 結局、入るときは、あそこに、広報には最低価格が2万円からぱっとやって最高5万と書いているよね。住宅の場所によって全然違うんだけど、結局入居する説明するとき、これだけの収入があったら5万円を超えますとか言ってあげないと、収入が多いと、そこが7万になったり8万になったりしちゃうと、町営じゃなくて民間の住宅は入るのにも、それから探すとなると大変なんだよね。入居のとき、やはり説明が必要ではないかなと思うんだけど。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） ちょうど今、新年度に向かいます、入居者、入居時に入居者の方にお渡しするパンフレット、注意書き等を改訂しております。そこに記載して説明もしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

9番。

○9番（奥山幸子君） 同じく85ページの住宅についてなんですけれども、住宅に入る場合の条件が、ネットで見ると、1から6まで上げてありまして、住民票があるとか暴力団でないとかあります。

その5番に、現在住宅に困っていることが明らかな方と書いてあるんですけども、例えば今回、八丈高校の定時制に4人入ることになっているんですけども、そういう島外者が住まいを求めている場合に、役場に来た場合は同じような対応なんですか。特別に困っているということには該当しないのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 現在、町営住宅に入居される方は、18歳以上の方ということでさ

せていただいておりますので、高校生のお1人での入居等は、今のところ考えておりません。

住居に困っているという方というのは、急遽火災に遭ったり災害に遭ったりして、突然住むところがなくなった方を想定しております。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 幸い、定時制の4名の方は、民間の住宅に入っていらっしゃるようなんですけれども、親子で今回、全日制に入った方もいらっしゃるんですけれども、そういう場合も、親子の場合でも該当しないのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） いえ該当いたしますので、ただ優先ということにはなりませんので、応募していただいて抽せんということになると思います。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 本当に、向こうから移住していらして、4月から学校ですよ。奇数月に募集しているというふうに、町のあれでは出ているんですけれども、そうすると、本当に今困っているというときに、それは町は対応できないということですよ、じゃ。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） この奇数月、2カ月に1回という募集の件なんですけれども、これも今見直しを図っております、坂上の1戸建て住宅等、長期間あくケースが見られますので、できれば1カ月ごととか、長期間あいている住宅は随時募集というふうにはできないかというふうに考えております。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 高校の魅力化というか、高校生を向こうから受け入れるという事業は、結構うまくいっていると思うんですけれども、それに対応する町の姿勢というか、それがちょっと足りないような気がするので、その辺もちょっと緩和策とか考えられないかなと思いますので、これは今すぐできることではありませんけれども、今後の方向として、建設課、企財のほうでもお願いしたいと思います。要望で結構です。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。回答を求めますか。

○9番（奥山幸子君） では町長に、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

何か不満のようですから答弁してください。

○建設課長（菊池 良君） 住宅の、建設課としては検討させていただきます。

(奥山(幸)議員「町長お願いします」の声あり)

○議長(土屋 博君) では町長一言。

○町長(山下奉也君) 単身は別として、家族で来る場合は、こういうふうに、そういうふう  
に。坂上、特に坂上は、空き室が見られますので、そういう部分で検討させていただきたい  
と思います。よろしくをお願いします。

○議長(土屋 博君) ほかに。

消防費までです。

8番。

○8番(岩崎由美君) 8番。

道路の維持費になります。ページで言うと82になりますが、八丈富士の信号、登山口の信  
号から山頂にかけての道というのは、この建設課の道路維持費に入りますか。

○議長(土屋 博君) 建設課主幹。

○建設課主幹(瀬筒国治君) 建設課のほうで関連しておりますので、傷んでいるところにつ  
いては随時補修をかけていきたいと思います。

○議長(土屋 博君) 8番。

○8番(岩崎由美君) きのう、ちょっときのうなんですけれども、最近電動アシスト自転車  
が増えて、やはり自転車で上る人がかなり増えています。登山して戻ってくる際に、やはり  
砂利だとかでこぼこで事故が起こる場合があつて、たまたまきのう私が通りかかったときに、  
かなりうずくまっている人が、道の真ん中にいまして、結局骨折していたんですね。その後、  
病院に行って、きのうの最終便で東京に戻られたようなんですけれども、やはり頻度が、利  
用頻度が高くなっているの、今その維持、砂利を取ったりするというのを、年間どのぐら  
いやっていらっしゃいますか。

○議長(土屋 博君) 建設課主幹。

○建設課主幹(瀬筒国治君) 特に定期的にやっているわけではなく、そういった苦情とかご  
連絡をいただいたときに、随時対応しているという状況でございます。

○議長(土屋 博君) 8番。

○8番(岩崎由美君) やはり人が増える春だとか夏だとか、そういうときに重点的にお願い  
したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長(土屋 博君) 要望。

○8番(岩崎由美君) はい。

○議長（土屋 博君） ほかに。

消防費までの質疑を終結いたします。

続いて、90ページ、教育費から、予備費、106ページまでの質疑をお受けいたします。教育費と予備費です。

5番。

○5番（山本忠志君） 5番です。

100ページ、下から2行目、一番下の段の負担金補助及び交付金なのですが、従来ここに中学生島嶼ショート・ステイという項目があったと記憶しているんですけども、30年度は書かれていないので、そういう予定は考えておられないのかなと思って。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） ショート・ステイにつきましては、昨年実施はしたんですけども、今の段階ではホーム・ステイの受け入れ先が無いような、今状態です。

広報等でもご案内していますが、なかなか無いような状態で、東京都も、これ補助事業になっておりまして、受け入れ先が無い段階でのショート・ステイの受け入れは、相手さんにとっても期待はしてもやはりその受け入れ先が無いというところで、非常にちょっとどうなんでしょうかということをお伺いしておりますので、それで今年度は予算の計上を見送っているところでございます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） よくわかる。確かにそれはつじつまの合った話だとは思いますが、もうちょっと、せっかく始まった島嶼留学の制度で、少しずつ輪が広がっていけばいいかなと思うんですが、何かその今まで、従来の形で、どなたか受け入れる方いませんかと町民にお願いする形ではなくて、もうちょっと建設的な、例えば神津島でしたかね、寮を、村で寮をつくったというような積極的な取り組みもありますし、もうちょっと何か工夫した募集する方法というのを考えたらどうかと思うんですけどもどうなんでしょうかね。もう手詰まりの状態なんですか、募集方法としては。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 募集は、実際には広報とかでも出しているんですけども、八高のPTA、学校のPTAですね。それとか、あと婦人会さんとか、そういった関係団体にも、いろいろ投げかけています。民生委員の会議があれば、そこでもお話していますし、部落の会議があれば、そこでもお話はしております。



なかなか、手を挙げてくださる方もいるんですけども、やはり夜間の、どうしても管理  
とってはあれなんですけれども、やはり見守りができないというところで、それで受け入  
れにまで至らないというのが非常に多いような状態になっています。

寮のほうも、昨年度検討したんですけども、寮にするにはやはり、そこに常駐して、そ  
のプロの方に常駐していただいて、それで寮を運営していただくことになりますので、その  
人件費等を鑑みますと、なかなか難しいのかなというところがございます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

5番。

○5番（山本忠志君） これは要望ですけども、よくわかるんですけども、1人の高校生  
を預かるって、なかなか大変なことではありますよ。やはり一番多感な年代ですしね。

でも、諦めないで、もうちょっと方法については模索してもらいたいと思います。これ  
は要望です。

○議長（土屋 博君） 要望として。

10番。

○10番（奥山博文君） 103ページの民俗資料館のことなんですけれども、今、タイムス紙  
上でも結構、都知事の前向きな発言等あって、いろいろ進んでいくのかなと、大分期待はし  
ておるんですけども、課長、今、大体、発表できる範囲で結構ですから、どこら辺まで進  
んでいるのかな、資料館の話。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 資料館におきましては、まず今月いっぱいでの歴史民俗資料館  
を一時閉館というところになります。一時移転先に支庁の展示ホールをお借りできましたの  
で、そちらのほうを契約をして、それで今後内装ですね、展示の棚とかもつくって、そうい  
ったところをつくって終了次第オープンしたいと思っております。

本移転につきましては、東京都さんのほうに、今現在の歴史民俗資料館、そこを東京都さ  
んとともに、一緒に協力しながら、何らかの形で改修等行って、そこで開館に向けて一緒に、  
ともにやっていきたいという旨、書面にて提出しております。

今のところ、東京都さんのほうから、そちらについては何もまだございませんので、今後  
また4月以降、東京都さんも新たな体制になると思っておりますので、そういったところを踏まえ  
て、4月以降から協議が始まるということになります。

以上です。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） タイムス紙上の中で、今週号、上棟式とかいろいろ写真つきでありましたよね。ああいう資料集めて、東京都さんに、土地も、その奥山さんという方が提供したと、そういう話まで、タイムスには書いていたので、ぜひともそういうところまで話というのかな、資料ある程度そろえて、前に進めてもらいたいんだよね。

ただ、一緒にやりましょう、東京都さんお金出してくださいではなくて、こっちもこっちで資料だけはそれなりに集めてから、ぜひとも東京都さんに向き合ってもらいたいんだけど。そこら辺大丈夫。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 今、議員よりいろいろ提案がありましたとおり、私ども資料集めて、今後協議していきたいと思いますので、ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

9番。

○9番（奥山幸子君） 同じく103ページの玉石垣の件なんですけれども、40万から80万に増額されて、すごくいいことだと思うんですけれども、その理由と、今後毎年80万出していただけなのかどうか教えてください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 玉石垣につきましては、今までは後継者育成ということで、人材費と、あと原材料費。人件費というのは、その作業の部分です。それと、あと原材料というのは、玉石が足りなかった部分、その部分の補填の、そういった予算を補助しておりました。それまでの人材育成という観点でございます。

今後は、例えば道路の旗振りとか、あと実際に、全て手積みでやっているわけではなくて、ユンボとかダンプとか、そういった機械を使っておりますので、そういった部分の一部を、応援という意味で補助してあげたいというところで40万円増となっております。

今後とも、この40万円の増で、予算のほうを要求していきたいと思います。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

○9番（奥山幸子君） はい。

○議長（土屋 博君） ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君） 今の玉石垣に関連してなんですけれども、今何か崩して直しているの

か、あれは壊れたから直しているのか、今やっていますけれども、あれはどちらかわかったら教えてください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） あそこは崩れたから、この後継者育成事業の中で、再度積み直しているということになります。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

○1番（沖山恵子君） はい。

○議長（土屋 博君） ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） 今、テレビで結構出ているんだけど、中学校の部活動の指導者、要は残業が多過ぎて教師の先生が大変だと、部活動。校外から指導できる方を部活動でお願いしようというのが進んでいると思うんだけど、スポーツだけではなくて文化関係でも、町として中学校の教育で、そのような方向性は見ているのかどうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 中学校の部活におきましては、基本的にはその学校の先生と校長先生と、その点はお話しております。

今のところ、八丈の学校においては、そこまでの要望はございませんので、今のところは外部から呼んでというところは考えてございません。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

○10番（奥山博文君） はい。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第14号 平成30年度八丈町一般会計予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第4、議案第15号 平成30年度八丈町介護保険特別会計予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） それでは、書類番号11をお願いします。

議案第15号 平成30年度八丈町介護保険特別会計予算。

平成30年度八丈町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,669万6,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（高野秀男君） はい。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

1の保険料につきましては、保険料の改定もあって、前年度より286万円増の1億9,680万5,000円でございます。平成30年度は、介護保険料の改定により、前年度より保険料算定の基準額を、月額で189円上げて5,885円に設定しております。平成32年度までの3年間は、この基準額をもとに保険料を算定します。また、平成30年度の65歳以上の被保険者数は、30年度末で2,935名を見込んでおります。

次に、その下、2、分担金及び負担金ですが、こちらに関しては青ヶ島村の方の介護認定の依頼を受けております。その際の委託金になります。

3の使用料及び手数料ですが、こちらは科目設定でございます。

9ページに移りまして、4の国庫支出金です。本年度予算は、前年度より644万4,000円減の2億4,590万円でございます。

国庫負担金につきましては、歳出の中の保険給付費に対する国の負担割合から計上しております。

国庫補助金の中にあります調整交付金につきましては、65歳以上の高齢者の割合や第1号

被保険者の方の所得段階の格差による保険料の不均衡を是正するために交付されるものです。

その下の地域支援事業交付金は、介護予防事業や地域包括支援センターの委託費に係る補助金となります。

続きまして、5の支払基金交付金です。本年度予算は、前年度より81万1,000円増の2億7,144万9,000円でございます。

介護給付費交付金は、国同様に保険給付費に対する負担割合から算出しております。

次に、10ページをお願いします。

6、都支出金です。本年度予算は、前年度より412万6,000円減の1億4,405万2,000円でございます。

都負担金につきましては、歳出の中の保険給付費に対する都の負担割合から計上しております。

都補助金の地域支援事業交付金は、国庫補助金同様、介護予防事業や地域包括支援センターの委託費に係る補助金となります。

次に、その下の7、財産収入ですが、こちらも科目設定でございます。

11ページに移りまして、8の繰入金です。本年度予算は、前年度より435万円減の1億7,837万2,000円でございます。

一般会計繰入金の介護給付費繰入金につきましては、国や都と同様に負担割合が決まっております。負担割合は、保険給付費の12.5%で、前年度より106万6,000円減の1億1,774万6,000円でございます。

その他一般会計繰入金につきましては、職員の給与や介護保険システムに要する経費、介護認定調査に関する費用として繰り入れるものです。

その下の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、介護保険料所得段階が第1段階の方の保険料を前年度に引き続き0.05%軽減いたします。その軽減した分を繰り入れるものです。繰入金には、都と国からの補助金分も含まれており、軽減分の負担割合は国が2分の1、都と町が4分の1ずつとなります。

続きまして、9の繰越金ですが、科目設定でございます。

12ページをお願いします。

10の諸収入です。一番下の雑入につきましては、主に介護予防日常生活支援総合事業の利用者負担金になります。

以上、歳入合計、本年度10億3,669万6,000円、前年度10億4,802万2,000円、前年度比較

1,132万6,000円の減になります。

次に、13ページに移りまして、歳出でございます。

1、総務費につきましては、前年度より13万8,000円減の4,247万6,000円でございます。

1の総務管理費は、職員人件費や介護保険システムに要する経費が主なものです。

14ページをお願いします。

2の介護認定審査会費は、介護認定調査等に要する経費になります。

15ページに移りまして、趣旨普及費、4の運営協議会費は前年並みの予算を計上しております。

続きまして、その下、2の保険給付費になります。要介護認定者数の減少により、前年度より852万6,000円減の9億4,196万3,000円でございます。

まず、1の介護サービス等諸費は、前年度より1,293万3,000円減の8億1,826万7,000円です。一番下の特例居宅介護サービス給付費が、2,190万円の減になっておりますけれども、理由としましては前年度当初では社協の訪問介護サービス分として予算計上していましたが、予算科目が、その上の居宅介護サービス給付費に移ったための減額となります。

16ページをお願いします。

中ほどにあります、5の施設介護サービス給付費については、島外での施設利用者が微増していることもあり1,528万1,000円増の3億8,528万1,000円です。直近で、島外の特養や老健施設に入所されている方は31名で、前年度の同時期と比較すると5名増えております。また、要介護1から5の要介護認定者数については、昨年同時期と比較すると16名減の373名となっております。

17ページへ移りまして、2の介護予防サービス等諸費につきましては、前年度より673万6,000円増の3,943万円でございます。

介護予防費は、要支援1から2の認定を受けた方のサービス給付費になります。

一番下の特例介護予防サービス給付費が490万円の減の理由としましては、前年度当初では社協の訪問介護予防サービス分として予算計上していましたが、予算科目がその上の介護予防サービス給付費に移ったための減額となります。

次、19ページをお願いします。

3のその他諸費の審査支払手数料につきましては、国保連合会に介護給付費請求書の審査支払料も委託しているものです。

その下の4、高額介護サービス等費につきましては、前年度より209万9,000円減の2,550

万8,000円でございます。介護サービスに対する自己負担が、利用者世帯の所得によって限度額が設定されております。その超えた分を利用者に戻すものですが、認定者数が減少していることもあり対象者は減っております。

また、その下の5、高額医療合算介護サービス等費につきましては、平成29年度の実績から52万7,000円増の335万円を計上しております。

20ページをお願いします。

6、特定入所者介護サービス等費は、前年度より75万7,000円減の5,441万8,000円でございます。施設介護サービス利用者の非課税者等が、食費、居室代の補助を行うものですが、八丈町は、この施設サービスの利用者の約9割以上が、この特定入所者介護サービスの対象者となっております。

次に、21ページに移りまして、3の財政安定化基金拠出金、4の基金積立金につきましては、科目設定でございます。

22ページをお願いします。

5の地域支援事業費です。前年度より753万円増の5,159万3,000円でございます。

1、介護予防日常生活支援総合事業費につきましては、前年度より1,246万2,000円増の2,715万6,000円で、要支援1から2の方の訪問介護、通所介護を利用した際の費用等になります。

2の一般介護予防事業費につきましては、前年度より104万円減の33万8,000円です。平成30年度は、自立支援重度化防止の一環としまして、各地域において介護予防ストレッチ教室の開催を予定しております。この機会を通じて、介護予防事業にかかわってくださる人材も見出せればと思っております。

23ページに移りまして、包括的支援事業・任意事業につきましては、前年度より389万2,000円減の2,403万9,000円でございます。介護用品支給事業につきましては、施設入所や死亡により利用者が減少しております。現在は、15名の利用になっております。また、前年度まで実施しておりました在宅マッサージ事業につきましては、社会資源が増えたこともあって利用者が減少しております。また、利用者のほとんどが、デイ・サービスや通院でリハビリを受けており、在宅以外でサービスを受けられている現状も踏まえ、平成30年度より廃止したいと思っております。

24ページに移りまして、6、諸支出金につきましては、前年度並みでございます。

以上、歳出合計、本年度10億3,669万6,000円、前年度10億4,802万2,000円、前年度比較

1,132万6,000円の減。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 15ページ、これ社協の特例居宅介護サービス給付費が上に上がったという説明があったんだけど、これ金額的に倍だじゃ。これ大丈夫なわけですか、これ。そのまんまスライドしたわけではなくて、金額が随分減っているなど思うんだけど大丈夫ですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） この特例居宅介護サービス給付費というのは、社会福祉協議会のほうでやっていた訪問介護の事業になります。前年度から、実は社会福祉協議会が、これまで基準該当サービスという形で訪問介護サービスをやっていたわけなんですけれども、昨年の6月から、その基準該当から外れまして、普通、何ていうんでしょう、基準を満たすような形で介護サービスを実施することになりました。その関係で、その上の居宅介護サービス給付費というところに、予算がそのまま全額スライドするような形になっております。

また、ページのほうが22ページの地域支援事業費の中に、介護予防日常生活支援総合事業費というのがございます。これは、17ページの介護予防サービス等諸費の部分にも関連するところなんですけど、一部要支援1から2の方の訪問介護の予算組みはこちらのほうにも移行していることとなりますので、よろしくお願ひします。

また、予算のほうも減少しているわけなんですけど、実際に在宅サービスでの利用者数が減少しているということもありまして、予算のほうも少なくなっております。

○議長（土屋 博君） 休憩しましょうか。よくわかんないというんだけど、いいですか。

10番。

○10番（奥山博文君） これは健康課のほうにもかかわるんだけど、ちょっとね、八丈は、お年寄り、結構我慢しているというのかな、結構苦勞していると思うんです。この介護保険は、もちろん払っているんだけど、結構我慢しているお年寄りの方多いと思うんだけど、調査云々かんぬんというのはやっているのかな。もちろん民生委員の方が見てくれているとは思っているんだけど、民生委員も申し込みがなく、三根さえ、底土、出廻、



赤金か、あそこがなくなっただって驚いているんだけれども、ちょっとね、年寄りが我慢し過ぎしているんじゃないかなと思うんだけれども、そこら辺の調査云々はできないですかね。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） お年寄りの方の実態を知るという意味合いも込めまして、毎年、民生委員の方には実態調査のほうをお願いしております。民生委員の方も、その調査を通じて、住民の方の実情を知りたいというふうな、そういった意見もある中で、ずっと毎年実施しております。

介護保険の利用の際に、確かに博文議員がおっしゃるように、八丈の方皆さん、なるべくなら調査の中でも、元気なうちは仕事をして頑張りたいというふうな、やはりそういった調査回答も、やはり多く見られます。

介護保険を実際に申請されるときには、本当に自分で、もうできなく、何もできなくなってしまうような状況になってから、やはり来ることが、非常に八丈の場合は多いなというふうにも感じているところです。

そういったところで、高齢者の方にも、この介護の負担をなるべく減らすというところで、その前段階から、介護予防だったり重度化防止というところに意識を向けてもらって取り組んでいけるようなことを、我々のほうでもやっていきたいというふうに思っております。

○議長（土屋 博君） いいですか。

1 番。

○1 番（沖山恵子君） 16ページ、施設介護サービス給付費に関連してとありますか、介護保険を利用する方が減っていて、在宅ですとか、ほとんどの予算が減っているんですけども、この施設サービスだけは、先ほど島外利用者が増えているので上がっていますよという説明がありましたけれども、以前町長が、特養を増床するとか増やすというようなことをお話しされたことがあるかと思うんですけども、在宅の人は減っているけれども施設を利用するような人は増えているということで、今後どのような方針でやっていくのかなというところ。

先ほど31名、島外で利用者がいるということで、これ島内でも島外でも、結局この方たちのお金は町が全て払うわけで、町として今後、多分団塊の世代になってくると、もっともっと増えると思うんです。その辺をどのように考えているのかなというのを伺いたいんですが。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） まず、特養の、八丈の特養の、ちょっと現状のほうもお伝えしたいと思います。

特養待機者ですけれども、3月1日現在で、施設のほうに確認しましたところ30名になっております。いろいろと、島外のほうの特養施設に入っていたりとか、そういった中で島の施設を希望されている方も、当然、若干いたわけなんですけれども、そういった方の再度意向を、いろいろ聞き取りをした中で、直近では30名の待機者というふうになっております。

島外の施設利用者に関しましては、一番多いのが老健施設になります。実際今、島外の施設に入っている方が26名いらっしゃるわけなんですけど、そのうちの11名は老健施設、10名が特養のホーム、残り5名は療養型の施設に入っているというふうな状況です。

今後の施設での、どういうふうな形で考えているかというところなんですけれども、介護保険、八丈町、施設以外にも、通所介護サービス等、いろいろ個人の事業所等もあります。いろいろと他の、同じ島嶼地区と比較しても、サービスのほうにはある意味充実しているというところは考えられます。

施設を、サービスを増やしていくには、住民の方の希望というのも当然、施設を希望する方というのは、いろいろ調査等でも多い、一番多いところにはなるんですが、実際の利用する際に当たっては、以前からもお話ししているんですが、この介護保険料にも当然大きく影響してくるところですので、また2025年問題、そこに進む中で、こういった在宅サービス、また施設サービスのあり方については、もう一度見直さなければいけないんですけれども、国のほうでも、そういった特養の入所者というのを、なるべく抑えるというふうな観点から、介護予防、また重度化防止というところを掲げているところですので、その辺も一体になって考えていきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 今のお答えですと、やはり施設よりは在宅でという方向でというふうに関心はありますが、その場合、島でヘルパーさんが高齢化して減ってきているんです。以前から課長も、福祉を担う人材が足りないということをおっしゃっていたんですけれども、その辺の現状と今後の見通しはどのようになっているか教えてください。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 福祉、もちろん介護サービスをやっていく上で、一番必要なのは人材になります。我々のほうも、定期的に、各事業所さんに問い合わせをして、人材またはその事業所の運営についての確認はしているところです。

おっしゃるとおり、実際に働いている方でやめられる方も当然いらっしゃいますし、一番大変な部分というのは専門職になるかと思えます。そういったところで、なかなか島だけでは、島の中だけでは解決できないというところもある中で、今、これは八丈島にかかわらず、島嶼地域全体にもかかわる話にもなるんですけれども、人材の確保という部分で、今やっています初任者研修も含めて、東京都さんのほうでも何か支援という形ができないのかということもあわせて要望しています。

この件につきましては、各事業者さんの、いろいろと現状も、これからも定期的に把握する中で、何かいい方法というのを見つけられればというふうに思います。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 同じ内容だと思うんですけれども、16ページの施設給付費、これは特養ですけれども、特養100床あって、介護度が3から5の方が入っていると。多くは4から5の人が多いと思うんですけれども、看護師10人、栄養士とヘルパーで見ていらっしゃるというふうに伺っているんですけれども、100人の方を看護師さん10人でやるというのは、すごく大変なことかと思うんですよ。特に、介護度が高くなりますと、食事をさせる、食事をしていただくときのお手伝いにしても、時間がかかると思うんですよね。

そういう中で、栄養士さんもヘルパーさんもいらっしゃるんですけれども、人は足りているのかという、利用者さんから、ちょっと人が足りないんじゃないかということ、ちょっと言われたので、その辺を伺いますね。

それと、さっきおっしゃったヘルパー養成なんですけれども、今年度はヘルパー養成、事業を行っていますけれども、来年度は予算入っていませんよね。課長は、毎年するように、東京都に要望しているということなんですけれども、この辺はぜひやっていただかないと、今後のことを考えると大変ですね。介護保険料が高くなるということはおっしゃっていますけれども、実際入っている方をケアしないといけないのは、それは当たり前のことで、ヘルパー養成は少なくとも毎年やっていただきたいと思うんです。その辺どうでしょうか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） まず、施設のほうでの、そういった職員が、実際に対応のほうをできているかというふうなところのお話かと思うんですけれども、一番大きい特養100床を持っています養和会のほうの人員体制については、楽な、人員が、人員の確保がとても楽というふうな状況には確かにありませんけれども、施設のほうには常々、聞くところでは、そういった施設を介護するための人員数、基準数は足りているというふうなことはお伺いし

ているところです。特に不足している職種というのは、今のところないというふうには思っています。

ただ今後も、先ほど恵子議員の質問のほうでもお答えさせていただきましたけれども、人員の確保というのは、やはり永遠に続く課題ではございますので、そういったところの情報というのは、また常には聞きたいというふうには思っています。

また、初任者研修のほうなんですけれども、ことし実施したわけなんですけど、12名の方が受講されまして11名の方が受講終了しております。その中で、たしか民間の方が2名、八高生の方がその中に2名含まれています。今受けられた、その2名の方は、うちの1名は、施設での仕事を希望されているというふうには伺っています。

毎年開催というのはどうかというところなんですけれども、ちょっとその辺についてはまた、手法にもよると思います。これまでと同様な形で、町の中での研修という形をやるのか、それとも外部の方から来ていただく、やるのかという、2とおりのやり方というのがあるんですが、その辺はもう一度ちょっと精査したいというふうに思います。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 課長も一生懸命考えて、今後のことを考えてらっしゃるの、よくわかるんですけれども、養護老人ホームが閉鎖されるときに、町長は、いろいろなところで特養を増やしますと、そういうことをおっしゃっていたわけなんですけれども、では具体的に対策、どういうふうに立てられているのか、構想はどういうふうに考えているのか、養和会との話し合いはどうなっているのか、その辺の考えなしにリップサービスでは困ると思うので町長に伺いますけれども、その辺はどう考えていらっしゃる。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 私は、リップサービスのわけではないんですけれども、将来は、やはり、今、以前言われていた待機者が70名と言われていたんですけれども、やはり30名ぐらいだということで、将来考えて、副町長時代から我々の時代でピークを迎えると思うんですよね、高齢者。ことし4月1日は、高齢化率も、やはり40%ぐらいになると思います。

そういう中で、何人にしたらいいのかという部分で、特養をどれだけ増やせば、10年後、20年後に経営が成り立っていくかという部分を、十分養和会のほうと、私はやはり養和会にやらしてもらわざるを得ないと思っておりますので、そういう結論を得るために、あそこの農業用の土地も買ったわけなんですけれども、あそこを一部あけているわけですから、そういう部分も含めて、規模をどれだけにするかというのが、今からの課題ではないかなと思っております。

ますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） 初任者研修に関して、ちょっと確認なんですけれども、ここ何回かは養和会のほうで初任者研修やっけていまして、受講する方もほとんど養和会にお勤めの方で、外で働くヘルパーさんが、なかなか増えてこないなと思っているんですが、町としては、町でやって、一般の方を増やすとか、そうしないと、養和会の人って、ごめんなさい。資格を持っている人がいれば、養和会は、資格がない方でもお仕事できるんです。でも、ヘルパーさんは、お1人で、利用者さん宅に行きますので、確実に資格がないとお仕事できないんです。

そういう意味で、課長がおっしゃった、これから在宅のほうを、力入れていかなきゃ回っていかないということでしたらば、在宅のヘルパーさんを増やす必要があると思うんですけれども、今後在宅のヘルパーさんを増やすための手立て、養和会の方が養和会の中の人のために研修をやっても、在宅には余り人は回ってこないと思いますので、その辺をどうしたらいいと思っているのか、なかなか難しいでしょうけれども、その辺何かお考えがあったら教えてください。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 初任者研修を、確かに受講されている方というのは、養和会以外の施設の方も受けているんですけれども、今年の状況ですと、確かにヘルパー事業所の方はいなかったかなというふうな、実際ヘルパーとして活動されている方はいなかったかなというふうには思っております。

ただ、今後、国のほうでも、昨年度の地域支援事業での、社会資源を活用した、例えば訪問介護だったり通所介護、そういった部分は、民間のほうにも委ねることができるようになったというところで、例えば、人数は少ないですけれども、今、シルバー人材センターのほうでも簡単な要支援の方の、簡単なそういった介護サービス、家事援助サービスというのもやっているところです。

そういったところで、たしか国のほうでも、その初任者研修、実際に介護とか専門的な部分になると、どうしても時間は、要する時間というのはあるんですけれども、家事援助等に関しての研修時間はもっと短く設定するような研修というものもあるそうです。

その両面も考える中で、もっと受講しやすいような、そういった八丈町のほうでできるようなことをやる中で、介護人材を確保できればというふうにも思っております。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） 質問します。

ページ数で言うと17ページになるんですが、9番、10番のところに居宅介護サービス計画給付費というのが9番のところにあるんですけども、これが600万円、前年度比減額されているんですけども、これは、ちょっと詳しい内容はわからないんですが、介護サービスの計画給付が減るということは、これは何を意味しているのかなと思ってね。サービスを計画する実数として、その人数の減が、こういう数値になってあらわれているのか、ちょっと教えていただきたいと。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） この居宅介護サービス計画給付費というのは、どういうものかといいますと、介護保険のサービスを利用する際には、まず申請をされて、介護認定を受けるわけです。実際にサービスをするときに、ケアプランというのをつくらなければいけないんですけども、そのケアプランをつくる事業所さんのほうに支払うお金になります。

要支援の方の人数が減っているというところで、そのケアプランにかかる作成料というのが当然減るといふふうな見越しで予算のほうを減額しております。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） とすると、ということは、余りヘルパーさんを養成するのは、かえって将来的に、そのヘルパーの余剰人数の増加ということにもつながらないか。一生懸命ヘルパーとして職を得ようとしている方々の需要が減っていくということに今後なっていくのか、見通しをちょっと教えていただけませんか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 先ほど町長のほうからもありましたけれども、今ちょうど団塊の世代の方と、今まで介護サービスを利用していた方のちょうど谷間といいますか、これまで大体大正後半から昭和初期の方が多く介護サービスのほうを利用されていたわけなんですけれども、ご高齢になって亡くなる方も当然増えています。そのちょうど今谷間にきているのかなというふうに思っています。

2025年、そのころには、団塊の世代と言われた方たちが全員75歳以上になるというところで、需要というのは毎年、確かに一律のようなものではないんですけども、今後増えていくということは当然予想しているところです。

私たちのほうでも、平成37年のほうに向けては、介護給付費も、このままの状況でいけば、

もっと、今よりかも本当は1,000円以上、多分上がるのではないかというふうな推計も出しているところ。上がるということは、当然介護サービスの量が増えるということになりますので、そういったところで介護人材というのは今後も必要ですし、今おっしゃるとおり、事業所によっては、ヘルパーの需要が減っているというふうなこともお聞きはしますけれども、介護以外にも障害でのヘルパーという、そういったサービスも、両方兼ねているところもありますので、またその辺は動向のほうも、またいろいろと確認していきたいというふうに思います。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） これは、何でこんなことを言うかという、知り合いのヘルパーさんの方が、月収が減って困っていると。要するに声がかからなくなったと言うんです。えーっと、そんなはずないだろうと思っているんですけども、今こういう数字やデータ見ると、課長の今の説明でもありましたけれども、谷間というふうなことを言われたんですが、当然一直線ではいけないと思うんですけども、減ったり増えたりしながら、グローバルには25年差しかかるころには、かなりの需要は必要になってくるだろうと、そういうふうな理解でよろしいんでしょうかね。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） これは、国全体で2025年問題というところで、国がもうそうなるだろうというふうな推測をしているところでもあります。八丈町の人口のほうの状況を見ても、今、議員がおっしゃったような形で、我々も推測するのかなというふうに思っております。

○議長（土屋 博君） いいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第4、議案第15号 平成30年度八丈町介護保険特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

ちょっと早いですけれども休憩しましょう。20分まで。

(午前10時03分)

---

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時20分)

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第5、議案第16号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(奥山 拓君) 介護の次になります。薄い黄色の紙の次のページをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第16号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億780万9,000円と定める。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、1、後期高齢者医療保険料6,635万7,000円、683万3,000円の増。こちら被保険者は昨年とほぼ同数でございますけれども、増額の要因といたしましては、平成30年度、31年度、2カ年、こちらは後期高齢者の保険料改定の年度となります。よりまして、広域連合からの通知によります確定数値の保険料の額でございます。保険料は、所得割率が9.07%、均等割が4万3,300円ということで確定してございます。2カ年になります。

続きまして、2、使用料及び手数料3,000円、こちらは科目設定となります。



次に、7ページに移りまして、3、繰入金1億3,461万5,000円、775万4,000円の増。こちら一般会計からの繰入金でございますけれども、療養給付費等の関係が増額の主たる要因となっております。

次に、4、繰越金1,000円、科目設定でございます。

次に、8ページのほうをお願いいたします。

5、諸収入683万3,000円、83万4,000円の増。こちら下の9ページの上のほうにございますが、受託事業収入で健康診査また葬祭費などでございます。

以上、歳入合計、本年度2億780万9,000円、前年度1億9,238万8,000円、比較いたしまして1,541万2,000円の増額ということになってございます。

続きまして、次、10ページをお願いいたしたいと思っております。

1、総務費でございますけれども997万6,000円、前年に比べまして286万1,000円の増。こちら職員の人件費や事務費、またシステム改修委託業務が増要因となっております。

次の11ページをお願いしたいと思っておりますが、2、保険給付費で590万円、こちら85万円の増。葬祭費の関係でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

3、広域連合納付金1億8,828万6,000円、1,171万円の増。こちら医療給付費の実績に基づき、広域連合より示されました納付金額の数字となっております。医療費や保険料の改定の増額が主たる要因となっております。

4、保健事業費263万7,000円、こちらは増減なし。主に健康診査の委託料でございます。

下の13ページをお願いいたします。

5、諸支出金100万2,000円、増減なし。こちらは、過年度に係ります保険料の返戻金などでございまして、平成29年度の実績に基づき計上してございます。

以上、歳出合計、本年度2億780万9,000円、前年度1億9,238万8,000円、比較いたしまして1,542万1,000円の増となりました。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 繰り入れで保険料の話があったんだけど、同人数でこれだけ増

えるということは、保険料が上がると理解していいわけね。さっきパーセントか何とか言っていたけれども、上がるわけね、これね。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。答弁求めますか。

○10番（奥山博文君） はい。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 平成29年度が、こちら平均でございますが9,500……、失礼しました。9万5,492円、1人平均。こちらが平成30年度の、この改定で9万7,127円、約1,600円ぐらい平均で上がるということになってございます。

（「年寄りいじめ」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第16号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第6、議案第17号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 続きまして、ピンクの次の項目になります。

1ページをお願いいたします。

議案第17号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計予算。

平成30年度八丈町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,477万4,000円と定める。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、1、国民健康保険税2億5,757万1,000円、143万1,000円の増。

1の一般、また次のページでございますが2の退職者の保険税でございますが、一般は増額、退職者は減額ということになってございます。一般の対象者の収納率でございますけれども、平成29年度より若干高目の94.51%にしておりますけれども、対象者数が対前年比で186人減の3,142人に減っている状況でございます。

また、本年度は、後ほどお願いいたします条例改正もございまして、国保税の改定が反映されての140万ほどの増ということになってございます。

9ページをお願いいたします。

中ほど、下にありますが、2の使用料及び手数料1,000円、こちら科目設定でございます。

その下になりますけれども、3、国庫支出金、こちらも科目設定でございまして、次の10ページ、中ほどにあります4の療養給付費等交付金も科目設定となります。前年度までございました括弧書きで記載されている項目のものでございますけれども、次の5、都支出金8億1,375万8,000円、こちらのほうに統合されてございます。

次に、11ページ中ほどにございますが、6、財産収入、こちら1,000円、科目設定となります。

7の繰入金でございますけれども、1億2,342万8,000円、9,237万4,000円の減。こちら低所得者に対します保険税の軽減相当額を公費で補填します1、2の保険基盤安定繰入金のほか、12ページの、次のページになりますけれども、4、5、6の財政安定化支援事業繰入金までの項目におきましては、法定で定められております一般会計からの繰入金となります。

続きまして、その7ですが、その他一般会計繰入金、法定外の繰入金ですが、当初予算の一般会計の説明で、企財の主幹よりも説明がございましたが、今年度は3,000万となりました。こちら保険税改定においての被保険者の方の激変を緩和させるために、改定税率後の収納不足分等を勘案しまして計上しておりますので、よろしくをお願いいたします。

12ページ、中ほどの8、繰越金ですが、1,000円から、次の、下のページになります13

ページの雑入まで、13項目までは科目設定となりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、14ページ、ございますけれども、括弧書き、こちらは平成29年度までであった項目でございます。

一番下の行になりますけれども、歳入合計、本年度11億9,477万4,000円、前年度15億2,871万6,000円、比較しまして3億3,394万2,000円の減という状況になってございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

歳出に移りますが、1、総務費3,688万円、1,451万5,000円の減。こちら総務費のほうですが、国保事業を運営するための人件費、事務費となります。また、1の総務管理費と、次のページ、2の運営協議会費に係る経費は、一般会計から繰り入れされるものでございます。また、総務管理費のほうでは、平成30年度からの都道府県化に向けての国保システムの導入委託業務の完了に伴いまして減額となっております。

17ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、2、保険給付費8億2,407万4,000円、1,818万8,000円の減。こちら被保険者の数の減と過去2年間の医療費実績を勘案しまして計上してございます。

次のページにあります退職者被保険者にかかわる項目も、医療費は減額してございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

中ほどにございますが、3、国民健康保険事業費納付金3億1,370万3,000円、こちらが今年度、平成30年度からの都道府県化になり新設されます歳出予算項目となります。この納付金を、東京都さんのほうへ納付することで、当該年度の保険給付費が交付されると、全額です、交付されるというもので、国保会計の安定化を目指すというものでございます。医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3本立てで支払うということで、都からの通知による確定数値でございます。またこの納付金額でございますけれども、当然医療費等の関係で、毎年度変動がございましてことをご理解願ひたいと思います。

21ページをお願いいたします。

下のほうですが、4、共同事業費拠出金2万円、こちらは手数料への拠出金というものになってございます。

続きまして、23ページ、5、保健事業費1,118万1,000円、55万5,000円の増。こちらは健康診査関係の事業費となります。

23ページ、一番下ですが、6、基金積立金、こちら1,000円、科目設定でございます。

また、24ページの7、公債費1,000円、こちらも科目設定となっております。

24ページ、中ほど下にございますが、8、諸支出金691万4,000円、増減なし。こちらは、保険税の還付金、また次の25ページ、中ほどにございますが、病院事業会計の繰出金へのもので、こちら診療機器購入に充当するための繰出金となっております。

25ページの一番下、9、予備費200万円、こちら増減なしということでございます。

次の26ページから27ページまで、こちらは前年度までございました項目を括弧書きにしてございます。

そういうことで、27ページ、一番下になりますが、歳出合計、本年度11億9,477万4,000円、前年度15億2,871万6,000円、3億3,394万2,000円の減ということになります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（沖山恵子君） 8ページ、歳入の保険税についてお伺いします。

人数は減ったんですけども金額は増えていますよということで、低所得者に関しては上げないような努力とか、いろいろしているのは存じ上げておりますが、平均すると1人当たりどれぐらい上がることになるのかを教えてください。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 所得割とか、いろいろございますけれども一概には言えませんけれども、単純に、この保険税で被保険者数を割り返すと……。ちょっと今計算して、後ほどお答えしたいと思います。

（発言する者多し）

（「1人当たりの計算は、ちょっと難しい」の声あり）

（沖山議員「何円かということですので、単純に割っていただいて」の声あり）

（「全体でいいでしょう」の声あり）

（沖山議員「はい」の声あり）

（「全体で」の声あり）

○議長（土屋 博君） 全体で。

住民課長。

(沖山議員「議長」の声あり)

○議長(土屋 博君) ちょっと待って。

(「議長」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) 8万1,700円、1人当たり。

○議長(土屋 博君) いいですか。

1番。

○1番(沖山恵子君) 東京都化されて安くなるか高くなるかというところで、低所得者に関しては余り高くないよということでしたので、平均するとどれぐらいなのかなど。一般の方が知りたいのは、東京都化されて、全体的にどのぐらい上がったのかなどということが知りたいのかなど思ってお伺いしたんですが、今8万円って聞いて、やはり結構上がるんだなというふうに思いました。

(「いや、違います、これ。8万1,000円上がるということでございます」の声あり)

(沖山議員「違うんですか」の声あり)

(「1人当たりを」の声あり)

(沖山議員「割ってね」の声あり)

○1番(沖山恵子君) 私が聞きたかったのは、去年は、それでしたらば、去年は8万円でしたけれども、29年度8万円でしたが平均すると30年度は8万1,000円で1,000円上がりますよとか、その辺東京都化されて、全体として見た場合、どのような変化があったのかなどいうのを知りたいので、わかったら教えてください。

(「増減率を言えばいいじゃん」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) これ全員協議会のときの資料でも、ちょっとお示ししてございます。例えばの例で申し上げますと、保険税、被保険者の方で、40歳以上から65歳未満の方でいきますと、所得がゼロの方はゼロ、所得が96万円の方ですと3,900円、所得が193万円でございますと7,800円、このような感じで上がるという資料をお示ししてございますが。

○議長(土屋 博君) 1番。

○1番(沖山恵子君) その資料はよく存じているんですが、全体としてどうなのかなど。先ほど言いましたように、去年は平均で割ったら8万円でしたけれども東京都化されたら8万1,000円になりますよ、もしくは7万9,000円で、全体としては減るんですよとか増えるんですよとか、そういう大まかな数字といたしますか、所得によってももちろん、それぞれ税が違う

のはわかりますし、高額の所得者の方が、とてもたくさん増えるというのもわかるんですけども、全体として見ると、どんな感じなのかなという数字がわかれば教えてください。

(発言する者多し)

○議長(土屋 博君) どうですか。この4の9のページね。資料のこれの。これの、説明資料の4の9、これには増減率が0.6、30年度が構成比が21.6と書いてあるわけ。これのページ見ていないですか。だから個人の、だから出せないじゃん。個人の情報があるだろうから。所得とかいろいろあって違うんだもの。全体で幾ら上がって幾らって言えばいいんじゃないの。だったら何で、何をこれつくったの。

ちょっと休憩します。

(午前10時43分)

---

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開します。

(午前10時44分)

---

○議長(土屋 博君) 住民課長。

わからなかったら後で提出するように言えばいいじゃん。これ単純な質問なんだよね。

課長いいよ。後で、後で出すようにしないと。単純に出して、また間違って発言すると困るから。

改めて、今の質問については、今日中に出すということでどうでしょうか、1番議員。

ではよろしくをお願いします。

それではほかに。ないですか。先にいきますよ、それじゃ。

確実に数字出るの、出ないでしょう。もう少し待ちますか。もう少し丁寧に。だから、自信持ってやるんだったら答弁していいけれども、後で、そのそこで間違ったら大変だよ。

では、1番議員さん、本件については、採決という形で持っていったいて、後で数字を出すということでご理解ください。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第6、議案第17号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。
- 

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(土屋 博君) 続いて、日程第7、議案第18号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

- 住民課長(奥山 拓君) 緑の紙の次のページになります。

1ページ、お願いいたします。

議案第18号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算。

平成30年度八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,569万9,000円と定める。

(「文言省略」の声あり)

- 住民課長(奥山 拓君) はい。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

地方債でございますけれども、合併処理浄化槽整備事業債、今年度1,750万円を起債するものでございます。

また、起債の方法、利率、償還の方法には、前年度と変更はございません。

続きまして、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1、分担金及び負担金4万1,000円、45万9,000円の減。こちら平成29年度の事業用浄化槽の実績に基づきましての予算額となっております。

次に、2、使用料930万9,000円、前年度より93万8,000円の増。こちら浄化槽整備事業で設置いたしました浄化槽使用者からいただく使用料となっております。29年度までに設置しました浄化槽の使用料で93万8,000円の増額ということになってございます。

次に、3、国庫支出金1,589万5,000円、630万8,000円の減。平成25年度の策定いたしまし



た生活排水処理基本計画に基づきまして、平成30年度計画基数50基分の国からの浄化槽設置の交付金でございます。

次、8ページ、お願いいたします。

4、都支出金450万7,000円、増減なし。こちらは、国と同様50基設置の計画に対しての都の補助金でございます。

次に、5、繰入金4,784万4,000円、498万7,000円の増。今年度から基金繰入金19万3,000円ということで、こちら減債基金の繰り入れを予算計上してございます。歳出と関連しております、元金の償還が開始されるためでございます。また、一般会計からの繰入金ですが、国庫、都支出金同様、設置基数50基で計上してございます。

次に、6、繰越金1,000円、科目設定となっております。

下の9ページになりますが、7、諸収入60万2,000円、増減なし。こちら延滞金と預金利子は科目設定のためでございますが、3の雑入ですが、過年度の増嵩経費を雑入として計上してございます。

次に、8、町債で1,750万円、こちら合併処理浄化槽整備事業債になります。

以上、歳入合計、本年度9,569万9,000円、前年度9,654万1,000円、比較いたしまして84万2,000円の減ということになってございます。

次の10ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1、総務費1,657万円、前年に比べまして190万2,000円の減。職員2名の人件費や事務費、また次の11ページ、上のほうにございますが積立金の2項目が主なものでございます。人件費関係が減の要因となっております。

2、施設管理費1,347万1,000円、156万4,000円の増。こちら浄化槽法に基づいて行われます検査料、清掃委託、保守点検委託料ですけれども、29年度に設置した分が合算され増額となります。

同じく下のほうですけれども、3、施設整備費6,360万8,000円、150万円の減。浄化槽の設置基数、前年同様50基を計画してございます。

次のページ、12ページをお願いいたします。

4、公債費185万円、99万6,000円の増。合併処理浄化槽の事業債の利子と償還金になりまして、増要因といたしましては、今年度より元金の償還が始まります。そのためでございます。

最後に、5、予備費で20万円。

以上、歳出合計、本年度9,569万9,000円、前年度9,654万1,000円、84万2,000円の減ということとなります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第18号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、議案第19号 平成30年度八丈町水道事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 書類番号12をお願いいたします。書類番号12でございます。

1ページのほうをお願いいたします。

議案第19号 平成30年度八丈町水道事業会計予算。

総則。

第1条、平成30年度八丈町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。

次のページになります。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的でございますけれども、水道施設整備事業、限度額については7,200万円でございます。配水管布設工事5件、機器改修工事1件、設計2件分の起債でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

次のページになりますけれども、平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

23ページのほうをお願いいたします。

平成30年度八丈町水道事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入のほうでございます。

1款水道事業収益4億5,712万円、1項営業収益3億97万1,000円。こちらにつきましては、水道料金が主なものでございますけれども、均衡分2,729万2,000円が含まれております。前年度と比較いたしますと、料金で300万円、均衡で800万円の減となっております。

2項営業外収益1億5,614万9,000円。主なものといたしましては、2目一般会計補助金1,163万4,000円。こちらは、公営企業繰出基準による職員の年金拠出金、児童手当分の繰り入れの増により、前年度比260万4,000円の増となっております。

3目長期前受金戻入1億3,135万3,000円。こちらは、国や都の補助金見合分の減価償却費を収益化するものでございます。

4目資本費繰入収益1,245万6,000円。こちらは、資本的収入に繰り入れられました一般会計負担金を、長期前受化せずに収益化するものでございます。

次のページをお願いします。

支出のほうでございます。

1款水道事業費用、前年度比は1,746万3,000円増の4億4,575万8,000円となっております。

1項営業費用、こちらも前年度比1,520万9,000円増の4億1,104万4,000円となっております。

1目原水費でございますけれども、こちらは、浄水をする前の水に係る費用ですけれども、節の動力費の増により51万7,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

2目浄水費でございます。こちらは、浄水に係る費用でございますけれども、前年度費333万6,000円の減の2,313万7,000円となっております。こちらにつきましては、大賀郷浄水

場の膜交換の時期を延ばしたことによります節の特別修繕引当金が329万6,000円減となっていることによる減でございます。

次のページをお願いいたします。

3目配水及び給水費でございますけれども、前年度比142万1,000円減の3,118万3,000円となっております。こちらにつきましては、漏水等の修理委託が減額となっております。

4目業務費、前年度比1,306万8,000円の減の5,545万5,000円となっております。こちらにつきましては、企業課長の人件費を業務費から総係費へ組み替えたこと、及び28ページになりますけれども、節の委託料、アセットマネジメント委託料の減によるものでございます。

28ページでございますけれども、5目総係費は、前年度比618万8,000円増の1,905万3,000円となっております。こちらは、先ほど申し上げました企業課長の人件費を業務費から組み替えたことによるものでございます。また、この人件費につきましては、半年分を一般旅客自動車運送事業会計へも組み替えてございます。

次のページをお願いします。

29ページでございます。

6目減価償却費につきましては、367万1,000円減の2億3,858万3,000円となっております。

次のページになります。

30ページでございます。

7目資産減耗費、3,000万円増の3,000万円でございます。こちらにつきましては、建設改良事業を行うに当たりまして、古い配水管、ポンプ等を新しいものに入れ替えする、入れ替え除却する際に、古い資産の残っている価値をゼロにすることで発生する費用で、現金支出のない費用でございます。28年度決算におきましては1,500万円かかっておりますが、29年度においても補正により4,200万円ほど計上しております。事業規模からいたしまして、多額の費用でございますので、ある程度の費用がかかることを想定いたしまして30年度は当初予算から計上しております。

2項営業外費用、前年度比225万4,000円の増になりまして3,451万4,000円でございます。こちらに、昨年までは、繰延勘定償却というものがございましたけれども、こちらは償却が終了したことによりまして、本年度はなくなっております。こちらの営業外費用の増要因といたしましては、消費税の納付額の増でございます。

3項予備費20万円でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

1 款資本的収入 2 億 2,945 万 5,000 円、1 項企業債 7,200 万円。こちらは、先ほど申し上げました配水管布設、機器更新等による企業債でございます。

2 項一般会計補助金 1,345 万 2,000 円。こちらは、地方公営企業繰出基準に基づきまして、一般会計から簡易水道施設整備に係る元金償還に対して繰り出しを受けるものでございます。

3 項都支出金 1 億 4,400 万 3,000 円。こちらにつきましては、老朽化更新、機器更新、大川浄水場の改修事業に係る補助金でございます。

支出のほうでございます。

1 款資本的支出 3 億 5,678 万 7,000 円、1 項建設改良費 2 億 2,903 万 2,000 円。こちらにつきましては、配水管等の布設工事、機器整備改修工事等の施設改良費、及び車両 1 台の更新費用でございます。工事の予定箇所につきましては、企業課の当初予算資料でご確認いただければと思います。

次のページをお願いいたします。

32 ページでございます。

2 項企業債償還金 1 億 2,775 万 5,000 円。平成 7 年から 29 年度までの 197 件分の元金の償還金でございます。平成 29 年度末の残高は 23 億 2,213 万 8,035 円でございます。

また、なおですね、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 1 億 2,733 万 2,000 円については、当年度分の消費税資本的収支調整額 524 万 7,000 円、過年度分の損益勘定留保資金 1,197 万 8,000 円、当年度分の損益勘定留保資金 1 億 1,010 万 7,000 円で補填いたします。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5 番。

○5 番（山本忠志君） ページ数で言うと 23 ページの水道料金のところなんですけど、三根から末吉までの栓の数が 5,967 栓と。前年比で、ちょっと調べてみましたら、前年は 6,143 栓あったんです。176 栓減っているわけなんですけど、これはどういう、この閉栓の理由というのは、空き家になったとかいろいろ理由があると思うんですけども、主な閉栓の理由をお願いします。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） いろいろ、今おっしゃられるとおり、いろいろあるとは思いますがけれども、まずはやはり人が少なくなっているというところが影響しているということでございます。

あと、水道の休止というのが、制度というのがございます。こちら3年ごとに見直すというふうに書いているんですけども、こちらのほう、本当に使わないものは取り外しませんかというようにお誘いしている場合もありますし、あと水道工事で新しい管を引き直す場合、給水管、個人の引き込む給水管についても、新しく、こちらのほうの工事費の中で取り替えてございます。その際にも、本当に使うかどうかを確認いたしまして、その辺で本当に使われない方は、その際に撤去するということが考えられておりますのでよろしく願います。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） これ28ページなんですけど、前年比でちょっと調べてみたんですけども、29年度の予算の中に、アセットマネジメント業務委託という項目があったんです。額にして480万あったんですけども、今年度はそれがなくて。

これは、アセットマネジメントというんですか、資産活用、資産運用というように、訳せばね。そういう調査を委託したんだと思うんです。僕は毎年委託しているのかなと思って調べましたら、前年も前々年度もなくて、おとしもさきおとしもなくて、去年ぽこっと入ったもので、この委託の、委託して調査したものというのは、今後どのように使われていくのか、またその調査結果というのは、何らかの形で公表されるものなのか、ちょっとわかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、これから水道施設が更新時期を迎えるとか施設の統合ですか、そういうような計画に基づいて、これからどういう、どれくらいの費用がかかるのかというのを、数十年単位で出しまして、それに対して費用はどれくらいかかるというところを出しまして、それに対して収入はどうなのかというところを検討するものでございます。

この辺で、これからは、そのような考えの中で、今、補助金等の申請に必要なということもございまして、前から言われております、水道料金はこのままで足りるのかというような検討材料にもなると思います。

その辺、その計画どおりには、うまくいくかということは、まだ申し上げられませんが、そちらで検討したことを基本といたしまして、この年にはこれだけの投資が必要だと

か、その投資につきましても、でこぼこがあると、かなり費用に、そのときの水道料金を負担していただいている人に対して過重な負担にならないように、平準化するためにはどうすればいいのかというような計画をまとめたものでございます。

それなので、来年度以降については、30年度につきましては予算化されていないというところでございますので、それを見本にしまして、これからの資金調達のほうを考えていきたいということでございますのでよろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） だから、その中身は、説明はわかりましたけれども、要するに委託して調べてもらった結果ですよ。今後どういう見込みなのか、その公開はいつごろ、どのような形でなさるのかということで。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） そちらにつきましては、それを基本といたしまして、毎年、毎年度、予算等、あと資金のほうの調達に関しても、水道料金の改定も基本データとするようなことで考えておりますのでよろしくお願いします。

公開につきましては、特に考えてございません。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） いややはり町のお金で調べてもらったものは、考えてないというんじゃないなくて、希望があれば公開するとか、そのぐらいの姿勢は持ってもらいたいんですが、どうですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらの年度の計画の中で、その辺のものを使ったというところで公表も考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 不満のようですので、企業管理者。答弁。

○公営企業管理者（關村三男君） 積極的にホームページ等に、載せられることであれば、そういうふうな形で提供してまいります。よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） ありがとうございます。

余り専門的じゃなくて、一般の住民にわかりやすく、町の水道の今後の予定こうなりますよというぐらいな、今度は工夫して、ホームページでいいと思いますよ。出してもらいたいと思います。

○議長（土屋 博君） 企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） そのように進めていくようにやりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） なければ進みます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第19号 平成30年度八丈町水道事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第9、議案第20号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの水道事業会計予算書の次になります。黄色の紙の次になると思います。

1 ページのほうをお願いいたします。

議案第20号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算。

総則。

第1条、平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。



次のページになります。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

22ページのほうをお願いいたします。

平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入のほうでございます。

1款自動車運送事業収益1億6,219万6,000円、1項営業収益1億1,183万7,000円。こちらにつきましては、旅客運送収入といたしまして、均衡分、前年度比300万円の増の2,600万円が含まれております。消費税抜きで貸切収入は2,831万3,000円増の8,236万3,000円、乗合収入につきましては155万6,000円減の2,215万2,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

2項営業外収益5,035万9,000円。こちらにつきましては、シルバーパスの事務費、公営企業会計繰出基準によります職員の年金拠出金、児童手当分の繰り入れを含みます一般旅客自動車運送事業会計の運営費の補助金、一般会計からの補助金、また運輸事業の振興助成金都の補助金、長期前受金戻入でございます。

次に、支出のほうになります。

1款自動車運送事業費用1億5,510万円、1項営業費用1億5,006万4,000円でございます。こちらにつきましては、前年度比2,436万1,000円の増でございますけれども、こちらにつきましては運転手1名、バスガイド1名分の人件費の増。

次のページになりますけれども、収入増の見込みによります節の軽油費、また手数料の増。また、安全管理体制の整備によりますアルコール検知器の更新によります備用品費の増によるものでございます。

また、2目車両修繕費におきましては、ドライブレコーダーの整備によります節の部分品費の増があります。

また、次のページになりますけれども、29年度バス購入がございましたために、4目減価償却費、こちらにつきましては350万円増となっております。

また、次のページ、26ページのほうになります。

下のほう、10目の一般管理費でございますけれども、水道事業のほうで申しあげました企業課長半年分の人件費の増で869万1,000円。こちらにつきましては、退職費、バスの運転士とバスガイド1名の増による退職給付費等の増もございまして869万1,000円の増となっております。

ります。

27ページのほうになります。

2項営業外費用483万6,000円。こちらにつきましては企業債の利息、次のページの退職金の償却、花火等の協賛金、消費税納付額でございます。

28ページのほうでございますけれども、3項予備費は20万円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますけれども、こちら資本的収入についてはございません。

支出のほうでございますけれども、1款資本的支出4,307万7,000円、1項建設改良費2,404万3,000円。こちらにつきましては、好調な貸切需要に対応するため、四、五年後に更新する車両を前倒して購入いたしまして、貸切7台とするための費用及び事務用車両の更新費用でございます。

2項企業債償還金1,903万4,000円。こちらは、平成25から28年度のバス購入費の元金償還金でございます。平成29年度末の残高につきましては4,165万3,955円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4,307万7,000円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額175万2,000円、過年度分損益勘定留保資金4,132万5,000円で補填いたします。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 22ページの敬老パスについてなんですけれども、町の敬老パスというのは、パスは、65歳以上が対象なんですよね。これは1人当たりの負担が幾らで何人この利用されているんですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、1人当たり1,000円を見込んでおります。収入につきましては、17件を予定しております。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） そうすると、17人の方が1,000円だと、この金額にはなりませんから、都から、この2万5,000円は出るんですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 町のシルバーパスにつきましては、一般会計のほうから、都のシルバーパス制度と同じような運賃補償というのをいただいております。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） 同じく今の22ページの町の敬老パス等というところなんですけど、この等にバスパとかは含まれるんですか。バスパの収入はどうなっているんですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） バスパの収入につきましては、乗合収入のほうに入っております。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第20号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、議案第21号 平成30年度八丈町病院事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの一般旅客自動車運送事業会計の次になります。ピンク色の紙の次になると思います。

1 ページのほうをお願いいたします。

議案第21号 平成30年度八丈町病院事業会計予算。

総則。

第1条、平成30年度八丈町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。

次のページになります。

企業債。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的でございますけれども、病院施設整備事業、医療機器、機械器具整備事業の2件でございます。病院施設整備事業につきましては、限度額1,300万円、医療機械器具整備事業につきましては8,200万円、合計で9,500万円の起債を予定しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

次のページになります。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

26ページのほうをお願いいたします。

平成30年度八丈町病院事業会計予算実施計画内訳でございます。

収益的収入及び支出。

収入のほうでございます。

1款病院事業収益13億3,716万6,000円、1項医業収益8億8,017万9,000円。こちらにつきましては、1目入院収益4億1,050万6,000円。こちらには、均衡分の1億1,000万円が含まれております。前年度比につきましては、患者の減も見込みまして、約1,700万円の減、均衡分も7,500万円の減で算定しております。

2目外来収益につきましては4億2,809万3,000円。患者数の増を見込みまして、前年度比198万1,000円の増となっております。

その他医業外収益といたしましては4,158万円、予防接種や健診による収入でございます。

2項医業外収益4億5,698万7,000円。こちらにつきましては、都の補助金、次のページになりますけれども、一般会計の負担金と補助金、休日・夜間診療等の委託料、長期前受金戻入、資本費繰入収益等でございます。

一般会計負担金につきましては、公営企業繰出基準の規定に基づきます職員の共済年金拠出金、児童手当分の増によりまして、前年度比1,540万6,000円の増となっております。

8目の資本費繰入収益につきましては、資本的収入に繰り入れられました一般会計負担金

を収益化するものでございます。

次のページ、支出のほうになります。

支出。1 款病院事業費用13億2,199万7,000円、1 項医業費用12億9,002万9,000円。こちらにつきましては、前年度比666万7,000円の増でございますけれども、これは検査技師2名分の人件費の増や、次のページでございます、2 目材料費の中の薬品費の増。また、飛びまして31ページになりますけれども、3 目経費の中の光熱費、検査手数料、医療機器の保守等の委託料の増によるものでございます。

飛びまして、33ページのほうになります。

昨年度までにつきましては、昨年度までは1 項医業費用、4 目に管理費というのがございましたけれども、公営企業法施行規則の勘定科目に合わせるために廃止いたしまして、1 目の給与費、3 目の経費に組み替えてございますので、30年度は管理費という目はなくなったということでございます。

続きまして、2 項の医業外費用になります。3,176万8,000円でございます。こちらは、企業債の利息、あと退職給与金の償却、患者外の給食材料費、消費税納付額等でございます。

次のページになります。

3 項予備費については、20万円を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

収入のほうでございますけれども、1 款資本的収入2 億2,894万円、1 項企業債9,500万円、病院施設整備事業、医療機器機械器具整備事業に係るものでございます。

2 項一般会計負担金につきましては8,227万6,000円、地方公営企業繰出基準に基づきまして、病院建設事業、医療機器整備事業等に係る元金償還金に対して繰り出しを受けるものでございます。

3 項都支出金4,626万4,000円、病院建設に係る企業債の償還金の都の補助金及びへき地産科医療機関設備整備費補助金でございます。

4 項他会計補助金につきましては540万円、国保会計からの補助金でございます。

次のページになります。

支出のほうでございます。

1 款資本的支出2 億9,075万3,000円、1 項建設改良費1 億1,470万6,000円。病院建物の改修工事及び固定資産購入費の説明のところに記載しております医療機器の更新費用でございます。

なお、病院の建物改修工事につきましては、2ページの継続費というところがございませうけれども、30年度と31年度の継続費で行いますので、30年度は1,534万2,000円、31年度は1,183万2,000円ということになります。

続きまして、2項企業債償還金1億7,604万7,000円、平成8年から29年度までの病院建設、医療施設、機器更新のための起債18件分の元金償還金でございます。29年度末の残高でございますけれども14億3,052万7,115円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,181万3,000円でございますけれども、当年度分消費税資本的収支調整額849万8,000円、過年度分損益勘定留保資金5,331万5,000円で補填いたします。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） その2ページの病院改修事業、これどこを改修するわけですか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 一番は今、病院の建物、結構効率的なものがございまして、今考えているのはリハビリ室、ここの増床も含まれています。あと通路、裏側の隔離病棟への通路等、そういったところを対応していきたいと考えてございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 病院には本当に縁がなかったんですけども、最近本当、病院に縁が強くなりまして、もう結構古くなりましたんで、胃カメラ飲むところに物が置いてあるんだよね、胃カメラ検査室のところに。ああいうものというのは、本来あれば倉庫を入れるべきものだと思うんですけども、そういうものも意見聞いて、院内の意見聞いて、もし改修して倉庫をつくるんだったら、そういう改修もやっていただきたいなど。

もう結構古くなりましたんで、自分が議員になったときだから、もう20年。ぜひとも、すばらしい病院続けていけるように努力してください。

○議長（土屋 博君） 答弁求めますか。

○10番（奥山博文君） いい。

○議長（土屋 博君） ほかに。

9番。

○9番（奥山幸子君） 26ページの病院事業収益の部分なんですけれども、この企業課の資料を見ますと、前年度から入院収益が9,000万ぐらい減っていて、外来収益はほとんど変わらないということですよね。この収益減の要因というのは、入院のね、理由はどのように考えている。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 入院といたしましては、まず大きなところで均衡部分、均衡分、予算の。これが、前年度と比べて7,500万円の減になっております。それと、1,000人ほど、実際入院患者が減っていきまして、ただ入院の単価は、約1,000円ほど上がっていますので、このような差となっております。

また、外来につきましては、400名ほど増となっておりますので、その辺を計算に入れて組んでおります。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） この数字を見ると、外来で診察してもらって診断を受け、島外病院で入院という形になっているのかなと思うんですけれども、そういうことはないんですか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 特に、大変な病気が出た場合には、患者様、島外に行ってくださいけれども、通常でしたら、そんなに島外のほうへ行っているというような、ちょっと印象は受けておりません。

○議長（土屋 博君） ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君） 26ページの医業収益が8,800万円ですか、8億8,000万円ですか、に対して、35ページ、固定資産の購入費が9,900万円で1億円ぐらい、いろいろなものを買うよということで、こちらは、必要だから購入するんでしょうけれども、ぜひ、なるべくいろいろ精査してお安く買っていただくように、収入に対しての固定資産の購入の割合、随分高いなどと思って拝見したんですけれども、その辺よろしくお願いたしたいなどと思って。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） まず、この固定資産の購入に関しましては、今おっしゃられたように機器の更新です。いろいろやっていってはいるんですが、一応、今現在毎年、院内の中で、院長初め副院長、あと私たち事務方と、各科別にいろいろな要望が出ています。これ

を変えて、これが必要だと。

その中でも、特に急ぎでないものに関しては、例えば翌年度へ待ってくださいますとか、修理がきくものであれば修理をしてくださいとか、そういったことで検討しておりますので、計画的ということをお願いします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 8番。

当時いろいろなご苦勞をなされ病院をつくり、繰入金などをして維持管理、大変なご苦勞が病院の中であると思います。

病院の中で、いろいろな、トラブルということではないですけども何かがあった場合、住民からご意見箱というのがあって、そういうところに意見が寄せられていると思うんですけども、そういうものに対しての扱いというのは、どういうふうになっていますか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 一応、毎日箱のほうはチェックしておりまして、入っていた場合にはすぐに私のところか看護師長のところでチェックするようにしています。

医療的なことに関しまして、ご要望等いろいろあった場合には、もちろんそこで院長先生を加えて検討をして、その投書箱の中身なんですが、住所や連絡先、お名前が入っていた場合には、直接ご本人へご連絡をします。

ただ、匿名等も結構ありますので、そうした場合には、今現在は2階の食事をとるといったらいいんですかね、そういったスペース等に、こういった改善をしているということで載せております。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） やはり医師や看護師の皆さんの確保に、非常に努力というかご苦勞されているのは私もわかるし、それから私もお世話になっているし、三宅島から私の知り合いが来て、今回八丈病院で出産。そういう伊豆諸島の中で中核をなす病院だとは思いますが、やはり住民に信用されないというか、いう部分もありまして、今回ちょっと私が聞いた件では、そんなことあるのかなという内容でした。どの科とか、そういうことは申し上げませんが。

恐らくここに、議会にいらっしゃる方も、そういった住民からの意見を聞いていると思うんです。すごく心配なのは、やはり医師の確保や看護師さんの確保に苦勞する余り、例えば



何か問題があったときに、それを言いにくいというような環境というものはあるでしょうか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 本当に、まず先生方を確保、看護師の方、皆さん、医療従事者を確保するということは本当に大変なことだというのは、私も事務長でいて、日々苦勞しております。

ただ、そうした中で、今話があったような、言いにくい現場とか、そういったものは、まず、なくそうということで、以前はもしかしたらあったかもしれませんが、今は月に、第3木曜日とか、院内会議も毎回開催をしまして、そうした中で、いろいろな意見を出し合って、たまには、たまにといいますか、時には看護部とドクター側とで、ちょっと衝突したりもあります。ただそうしたときも、私たち事務方も間に入っておりますので、そうした中で言いやすい環境づくりというのは行っております。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 住民からの要望で、やはり人口減少問題とか、それから観光誘致問題とか、そういうことに皆さんがご努力されているのもわかります。ただやはり、今住んでる住民の方が、幸せにならない限り、それらの問題は解決できないかなと思うんです。

ぜひ、やはりそういった意見を吸収し、医療の現場で生かしていただけるよう、十分に話し合いとか、あとはお医者さんの研修であるとか、そういうことに力を入れていただきたいなと思って、これも本当に皆さんの強い要望というか意見なので、その辺のあたり、もう一度ちょっとご意見聞かせていただければと思います。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） そうですね。今、8番議員がおっしゃったように、まず私達も、今、常勤の先生方が6名いらっしゃいます。そうした中でも、ただ結構医療の分野というのは細分化されていまして、例えば内科でも臓器別ごとに専門性があるんです。例えば外科もそうですし、外科も、実際今来ていらっしゃる先生は消化器系の外科の先生でして、そういったこともあるのでいろいろ臨時診療を入れて、整形外科の先生に来ていただいたりという、そういった専門性を。

ただ、専門的に違うから、それはということではなくて、やはりこういう島の特殊な医療環境といえますかありますので、各先生方にはいろいろな経験をしていただいて、そうした中でうまくやっていけるように。

施政方針の中にも、住民の方に信頼される病院づくりというのが入っておりますので、そ

こを目指していきたいと思います。

○議長（土屋 博君） ほかに。

5 番。

○5 番（山本忠志君） 5 番です。

病院の評判は、いいですよ。周囲から、いろいろ要望も来るんですけども、言うでしょう、お願いすると、すぐ対応してくれたとかね。僕は株が上がって、ありがたいと思うんだよ。

ソフト面では、だから、課題はあるでしょうけれどもね。随分向上していると。問題はハード面でね。やはりお金がかかることなので、先ほど質問ありましたけれども、その改修工事のことがね、限られたお財布の中から、緊急性の高いものを、順番なんだろうけれども、それできるだけハード面での改善もお願いしたいということが1点です。

それともう一つは、最近の若い者、若くもないんですけども、お金の使い方でね、支払いの仕方で、やはりクレジットカードが使えないのが非常に困るということを聞いています。

ここは島だから仕方ないんだよと言ってはいるんですけども、患者さん、入院患者さんたちが、お金の管理が困るというんですよね。どこにお金を置いたらいいんだろうって。カード1枚あれば、それで済むような支払いが、何十万円もお金持って、それで移動したり、ロッカーが、鍵付きのロッカーが整備されているのかな、よくわかりませんが、そういう整備も十分ではないし、ということを知っていますけれども、ちょっと計画ございますか、そういうクレジットカード対応の。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 一応クレジットとか、手数料の絡みもございまして、今現在は、まだ検討中ということでございます。

ただ、各部屋の、その鍵付きのロッカーとか、このロッカーは、整備はしてあると思いますので。ただ、そうした中でも、やはり、先ほどから言うように、ハード面での整備というんですか、そうしたところには今後計画的にいろいろとかかわっていききたいと思っております。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第10、議案第21号 平成30年度八丈町病院事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

申し上げますが、住民課長の、先ほどのあれは、午後のほうで答弁させるようにいたしますので、よろしくお願ひします。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時45分)

---

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

---

○議長(土屋 博君) 国保の予算質疑で、回答できなかった件について、回答の準備ができましたので、住民課長に説明させていただきます。

住民課長。

○住民課長(奥山 拓君) 先ほど1番議員のご質問の関係なんですけれども、あくまでも予算ということでのご説明で、平成29年度国保会計の保険税の関係ですが、一応先ほどのその数字を被保険者数3,328人で割り返すと、お1人当たり、平成29年度は7万6,965円。同じようなやり方で、平成30年度、今年度の当初予算割り返すと3,142名が被保険者数ですので、予算で割り返して8万1,976円、お1人当たりという数字になりました。差し引きで5,011円の増額ということでございます。

○議長(土屋 博君) 1番議員、質問ございますか。

1番。

○1番(沖山恵子君) 住民課の資料の総額ですと0.6%ということなんですけれども、今お伺いしますと、1人当たり、単純に割ると5,000円の増額。これは激変緩和をしないようにして、若干下げた値段でこれになりますので、本来ので割ると、もう少し上がるということで、や

はり都、国民健康保険税、町から都に移管されて、大分保険料とか経費は上がるんだなという  
うことでよろしいんでしょうか。実際のパーセントも、わかれば教えてください。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） これは、この前、全協のときの当初予算で、国保保険税の改定の  
ときの説明ですけれども、本来であれば、総額でいくと1,960万の赤字になるということ  
で説明して、そこを今回の保険税の改定で、約600万上げるということになってござい

ますので、1,300万ほどは、一般会計よりの繰り入れで不足を補うということになってご  
ざいます。

○議長（土屋 博君） 1番どうです。発言はいいですか。

では以上で終わります。

---

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第11、議案第22号 八丈町火葬場の指定管理者の指定に  
ついてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 書類番号13番をお願いいたします。

議案第22号 八丈町火葬場の指定管理者の指定について。

上記議案を提出する。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町火葬場の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のと  
おり指定する。

記。

1、公の施設の名称及び所在地。八丈町火葬場。東京都八丈島八丈町三根3481番地1。

2、指定管理者の名称及び所在地。ジャパン・トータルサービス株式会社。代表取締役、  
山本文康。東京都港区赤坂4丁目1番29号。

3、指定の期間。平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。

説明。八丈町火葬場に係る指定管理者の指定期間満了に伴い、新たに指定管理者の指定を  
する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めます。

ということで、よろしく申し上げます。

一応この件に関しましては、昨年の広報はちじょう11月号・12月号で、2カ月かけて募集を行いました。結果として現在、指定管理者でありますジャパン・トータルのみの1団体の応募という結果でございました。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） ジャパン・トータルサービスさんでいいとは思いますが、委託料云々かんぬんというの上がっていますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 昨年、前年度だと思えますが、やはり火葬場での通夜利用、これらが多くて、指定管理者のほうから、やはり超勤対応しなくちゃいけないということで、月額当たり約10万ほど、前年度に上がっております。

今、委託料の月額が167万8,000円と、年間で2,014万5,000円ということになってございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） これ、ある住民からの話なんですけど、我々も火葬に行ったときに、お骨をつぼに入れるわけですよ。入り切れない場合の残灰というのは、まとめてごみ取りで取って、これは要するに廃棄物として捨てますというような説明を聞いたことがあるんです。

ところが、ある住民の話によりますと、それを運送費用かけて東京のほうへ運んでいるというような話を聞くんですけども、そういう事実があるのかどうなのか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） その廃棄していたというものは、以前の例だと思います。現在は、このようなお骨の取り扱いも、廃棄物ではございますけれども、内地のほうに送りまして、年1回ぐらいですかね、適正に処理をしております。その辺にの放棄はできませんので。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） そうですか。そんな昔の話ではなかったんですけども、それは、人の

ね、お骨に関する事だから、じゃ入り切れないものは、やはり適正に送って、どっかへじや埋葬するというような形になるんでしょうかね。それはそういうような決め事があってやっているというふうに理解すればいいんですか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 以前は、その残灰ということで、海のほうに処理していたという、ありましたけれども、現在のこの指定管理者になりましたからは、そのように適正に処理をしているということでございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） じゃその適正な管理というようなことなんですけれども、適正な管理ということだから、法的にも、あるいは宗教的にも、そういうものが全く絡みがないような形で適正に処理されているというふうに理解していいわけですね。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） はい、そのとおりでございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第22号 八丈町火葬場の指定管理者の指定については、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第12、議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、書類番号の14番をお願いいたします。

議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）による国際交流員の報酬等を定める必要があるので、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということでございまして、来年度から採用を見込んでございます国際交流員の報酬を、月額33万円以内ということで定めるものでございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行させていただきたいと思っております。

国際交流員の報酬につきましては、外務省及び一般財団法人自治体国際化協会により、標準的な金額が定められておりまして、それにならいますして設定をするものでございます。

平成29年度を例に挙げますと、1年目につきましては月額28万円、2年目30万円、3年目32万5,000円、4年目、5年目が33万円という状況になってございます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第23号 特別職の職員で非常

勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第13、議案第24号 八丈町児童福祉施設条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 議案第24号 八丈町児童福祉施設条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。位置の変更に伴い本条例を改正する必要があるので、本案を提出いたします。

次ページをお願いいたします。

八丈町児童福祉施設条例の一部を改正する条例。

八丈町児童福祉施設条例の一部を、次のように改正する。

別表神湊児童遊園地の項中「三根4198番地1」を「三根4198番地7」に改め、同表榎立児童遊園地の項中「榎立386番地」を「榎立386番地1」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行するということで、本件は、神湊児童遊園地と榎立児童遊園地の所在地を改正させていただくものです。

神湊児童遊園地は、国土調査実施のおり、条例上、枝番7とするべきところを1としてしまったと思われます。榎立児童遊園地は、都道拡幅に伴う分筆を条例に反映していなかったことから、今回条例改正をさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。



これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第13、議案第24号 八丈町児童福祉施設条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。
- 

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(土屋 博君) 続いて、日程第14、議案第25号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課主幹。

- 福祉健康課主幹(田村久美君) 次のページをごらんください。

議案第25号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。所得税法の一部改正に伴い、根拠条文が変更されたため本案を提出します。

次のページをごらんください。

八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

こちらは、先ほど説明でも申し上げたとおり、税法の改正によって、これまで控除対象配偶者となっていたものが同一世帯配偶者と改められたため文言を整備するものです。

説明を終わります。

- 議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第14、議案第25号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第15、議案第26号 八丈町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹(田村久美君) 次のページをごらんください。

議案第26号 八丈町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。  
上記議案を提出する。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。所得税法の一部改正に伴う改正及び文言整備のため本案を提出します。

次のページをごらんください。

八丈町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

先ほどの八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例と同様、税法の改正があったため、これまで控除対象配偶者となっていたものを同一生計配偶者にと改めるということと、題名中のひとり親家庭というものがひとり親家庭等に改めます。また、本条中の軽微な修正をいたしました。

説明は以上になります。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第15、議案第26号 八丈町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第16、議案第27号 八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹(田村久美君) 次のページをごらんください。

議案第27号 八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。  
上記議案を提出する。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。所得税法の一部改正に伴い、根拠条文が変更されたため本案を提出します。

次のページをごらんください。

八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

ただいま可決されました25号、26号の条例と同様、法改正に伴い文言を整備するものです。

説明は以上です。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第16、議案第27号 八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第17、議案第28号 八丈町給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 議案第28号 八丈町給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。八丈町給食センター運営審議会委員の人数変更に伴い、本条例を改正する必要があるので本案を提出します。

次ページをお願いいたします。

八丈町給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

八丈町給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を、次のように改正する。

第7条第2項中「委員15名」を「委員13名」に改める。

附則。この条例は、平成30年4月1日から施行するということで、本件は、八丈町給食センター運営審議会規則では、審議会の委員にPTA会長、失礼、PTA会長3名を委嘱すると記しております。これは、各地区代表1名を想定したものです。

平成27年に、坂上3地区を三原に統合した際、規則はPTA会長3名と改正いたしましたが、設置及び管理に関する条例のほうの人数を改正していなかったことから、今回委員15名を13名に改正させていただくものです。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第17、議案第28号 八丈町給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。
- 

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(土屋 博君) 続いて、日程第18、議案第29号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

- 福祉健康課長(高野秀男君) では、次のページをお願いします。

議案第29号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。介護保険法改正に伴う文言変更及び平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率を定める必要があるため、本案を提出します。

それでは、次のページをお願いします。

八丈町介護保険条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画での各年度における保険料率を定めるための改正になります。

第6期計画との基準額の年額比較では、2,300円の増になっています。また、世帯全員が、市町村民税が非課税かつ本人の年金収入が80万円以下の方となる所得段階が第1段階の方は、第6期同様0.05%の保険料率の軽減を実施いたします。軽減となる第1号段階の方の占める割合は、被保険者全体の約33%を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

- 議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第18、議案第29号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第19、議案第30号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を上程いたします。  
説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(高野秀男君) それではまた、次のページをお願いします。

議案第30号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

地域密着型サービスとは、定員が18名以下の通所介護事業所になりますけれども、平成28年4月1日に、東京都から町へ事業の指定の権限が移行しております。町には、地域密着型通所介護サービス事業所は5カ所ございます。

今回の改正は、介護保険法の改正によるものになりますけれども、大きな点としまして、第1条に、文言としてあります共生型地域密着型サービスが加わりました。共生型地域密着型というのは、高齢者、障害者などの多様な利用者に対して、同一の事業所で一体的にサービスを提供する取り組みは、地域の実情に応じて、一部の地域で進められているところです。人口減少など、地域の実情に応じて、介護、障害など、制度の縦割りを越えたサービスの提

供が共生型地域密着型サービスになります。

地域包括ケア強化法というところで、この法改正によって、施設での指定が取りやすくなるというふうに今後取りやすくなるようになります。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第30号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第20、議案第31号 八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） それではまた、次のページをお願いします。

議案第31号 八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。平成30年4月1日より、東京都から居宅介護支援事業所の指定権限等が区市町村に移行することに伴い、居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定める必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例。

指定居宅介護支援事業とは、介護保険を利用する際に、ケアプランを作成する事業所のことで、町には現在3事業所ございます。

今後、この事業をやりたいという形で新規の申請をする場合、また更新申請をする場合には、町が指定をすることになります。

今回の条例制定は、そのための事業所における運営基準を定めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第31号 八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第21、議案第32号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） それでは、書類番号の16、追加議案で交付されたものだと思いますけれども。書類番号16です。よろしいでしょうか。

よろしいですか。それでは、議案第32号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。



上記議案を提出する。

平成30年3月19日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。平成30年度からの国民健康保険制度の都道府県化に伴い、条例を改正する必要がある  
るので本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

(発言する者多し)

○議長（土屋 博君） では休憩します。

(午後 1時34分)

---

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時36分)

---

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） それでは、書類番号の16をお願いいたします。

議案第32号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月19日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。平成30年度からの国民健康保険制度の都道府県化に伴い、条例を改正する必要がある  
るので本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正する。

ということで、この表のページになるんですが、今回の条例改正の内容ですが、平成30年  
度から都道府県化に伴いまして、国民健康保険の、先ほど当初予算のほうでもご説明いたし  
ましたが、東京都への事業費納付金を納付するための条例改正ということが1点ございま  
す。

また、次のページになりますけれども、こちらは、国保税率の医療分の所得割を4.0から  
4.2へ、0.2ポイント引き上げる。また、資産割は、42%から40%に、2.0ポイント引き下げ  
る。

また、後期高齢者支援分からは、所得割を1.65%から1.85%へ、0.2ポイント引き上げま

す。資産割を3.0%から1.5%、1.5ポイント引き下げることが1点。

ただいまご説明いたしました2点が、今回条例改正の内容となっております。

附則、平成30年4月1日より施行する。

以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第21、議案第32号 八丈町国民健康保険  
税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（土屋 博君） 以上をもちまして、本日付議された議案は、全て終了いたしました。

平成30年第一回八丈町議会定例会第3日目を散会いたします。

次の会議は3月29日木曜日午前9時より開議いたします。よろしく申し上げます。

ご苦労さまでした。

（午後 1時40分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年3月26日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 浅 沼 憲 春

署 名 議 員 小 川 一